

第16回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会 (IASB) の第16回基準諮問会議 (SAC) が、2006年6月26日と27日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より式部透審議官が出席し、金融庁より水谷剛課長補佐、企業会計基準委員会(ASBJ)より又邊崇専門研究員が同席した。なお、SACメンバーである八木良樹日立製作所株式会社取締役会議長・監査委員長は欠席したが、八木氏の意見は(社)日本経済団体連合会コメントとして席上配布された。以下、会議の概要を報告する。

・業績報告(CFA ペーパーの検討)

CFA センター¹が2005年10月に公表した「包括事業報告モデル：投資家のための財務報告」(CFA ペーパー)において提案されている内容について、SACメンバーであり、CFA センターの包括事業報告モデル委員会の議長を務めた Patricia McConnel 氏によるプレゼンテーションが行われた。また、SACメンバーである Jochen Pape 氏(独会計士)がCFA ペーパーの考え方、それに対する自分の意見、SACメンバーに対する質問をアジェンダペーパーに取り纏めており、Pape 氏と McConnel 氏のディスカッションを中心に意見交換が行われた。

1. CFA ペーパー「包括事業報告モデル」の主要な内容

(1) 包括事業報告モデルの原則

- 原則1：企業は、企業の普通株式における現在の投資家の観点から考察されなければならない。
- 原則2：公正価値の情報は、財務上の意思決定を行うために目的適合的な唯一の情報である。
- 原則3：認識と開示は、投資家の意思決定に対する情報の目的適合性によって決定されなければならない。測定の信頼性だけに基つてはならない。
- 原則4：すべての経済的取引及び事象は、発生時に財務諸表において完全かつ適切に認識されなければならない。
- 原則5：投資家の富の評価が重要性の水準を決定しなければならない。
- 原則6：財務報告は中立でなければならない。
- 原則7：純資産のすべての変動は、単一の財務諸表である、普通株主に利用可能な純資産の変動計算書において計上されなければならない。
- 原則8：普通株主に利用可能な純資産の変動計算書は、資産及び負債の公正価値におけるすべての変動を適宜に含めなければならない。
- 原則9：キャッシュ・フロー計算書は、企業の分析に不可欠な情報を提供し、直接法のみを用いて作成されなければならない。
- 原則10：各財務諸表に影響を及ぼす変動は、分解ベースで報告かつ説明されなければならない。

¹ CFA センターは、米国の CFA Institute の一部分であり、世界有数の財務アナリスト団体の1つである。

原則 11：個別の項目は、それが用いられている機能ではなく、項目の性質に基づいて報告されなければならない。

原則 12：開示は、投資家が財務諸表で認識されている項目、測定の特質、リスク・エクスポージャーを理解するために必要なすべての追加的な情報を提供しなければならない。

(2) 包括的事業モデル-改訂のための提案

基準設定主体が投資家に 4 つの財務諸表を提供することを提案している。

比較貸借対照表 - 最低 2 年分（各項目の中で流動性配列による）

比較キャッシュフロー計算書 - 最低 3 年分（重要な非現金の財務活動と投資活動の附属明細表とともに、直接法を用いて作成する）

普通株主に利用可能な純資産変動比較計算書 - 最低 3 年分

(a)当期の発生取引、見積り及び配分、貸借対照表勘定の公正価値における変動を識別・区分し、(b)資源が消費される機能ではなく、性質により情報を提供し、(c)純資産に影響を及ぼす所有者との取引（配当及び新株発行）の開示する点が特徴とされる。

提案されている純資産変動計算書は、損益計算書と包括利益計算書とに置き換わるものであり、以下を目的としている。

- 企業の営業活動を理解するために投資家が必要とする情報、当該営業活動に影響を与える事象及び取引の提供
- 投資家の富に影響を与え得るすべての事象及び取引の単一計算書における全面的な認識の要求
- 機能別ではなく性質別による項目の報告を求めることにより、個別項目の様式や企業の営業活動への影響について透明性と理解可能性の増進
- すべての投資活動と財務活動に関する情報の提供
- 投資家、企業の普通株主との企業の取引に関する情報の提供
- 単一の恣意的な業績指標である、純利益の重視の取り止め

財政状態調整表 - 過去の計算書の金額を分解し、計算書の表現方法を明確に示すことにより比較貸借対照表を調整

様々な計算書において整合していない合計と相殺過程や、間接法によるキャッシュフロー計算書の営業活動と損益計算書、投資活動及び財務活動と貸借対照表の変動の直接的な比較が不可能であることから、明瞭性が阻害されている。したがって、株主と投資家が現在受け取っている 1 セットの計算書に、この新しい計算書を追加することが提案されている。

【開示例】

比較貸借対照表(20X3 年及び 20X4 年 12 月 31 日)

	20X3 年 12 月 31 日	20X4 年 12 月 31 日
資産		
現金	4,000,000	5,918,411
市場性のある有価証券	0	196,100
売掛金	595,000	845,000
控除：貸倒引当金	(20,000)	(70,500)
売掛金(純額)	575,000	774,500

報告事項(2)

(省略)		
資産合計	8,925,000	12,025,767
負債及び持分		
未払株式報酬	6,000	13,500
(省略)		
負債合計	979,738	3,987,648
持分		
その他持分		
少数株主持分	100,000	100,000
永久優先株式	300,000	300,000
その他持分合計	400,000	400,000
普通株主の持分		
普通株式	600,000	600,000
資本準備金	4,000,000	4,000,000
自己株式	(100,000)	(100,000)
留保純資産	3,045,262	3,138,119
普通株主持分合計	7,545,262	7,638,119
持分合計	7,945,262	8,038,119
負債及び持分合計	8,925,000	12,025,767

キャッシュフロー計算書及び重要な非現金の財務及び投資活動(20X4年12月31日終了年度)

キャッシュフロー計算書	20X4年	重要な非現金の財務及び投資活動	
顧客からの回収	2,700,000		
棚卸資産購入支払	(1,750,000)	投資活動	
賃金支払	(210,000)	リース建物及び土地	31,700
賃貸料支払	(120,000)	財務活動	
その他サービス支払	(100,000)	リース債務 - 建物及び土地	(31,700)
年金拠出	(1,200)	補足開示	
営業キャッシュフロー純額	518,800	顧客からの回収	
関連会社株式購入	(710,000)	現金売上	250,000
資本的支出 - 建物	(500,000)	前受金	200,000
市場性のある有価証券購入	(185,000)	売掛金回収	2,250,000
受取配当金	9,250	合計	2,700,000
投資キャッシュフロー純額	(1,385,750)	棚卸資産購入支払	
金利支払	(125,000)	現金購入	(300,000)
配当金支払	(35,000)	過年度購入支払	(850,000)
短期借入	500,000	当期買掛金	(600,000)
社債発行	2,500,000	合計	(1,750,000)
財務キャッシュフロー純額	2,840,000		

報告事項(2)

法人所得税支払	(54,639)		
現金純変動額	1,918,411		

普通株主に利用可能な純資産変動比較計算書(20X4年12月31日終了年度)

	当期発生取引	見積り	評価調整	純資産における純変動
営業				
売上	2,775,000			
貸倒損失		(50,500)		2,724,500
売上原価：				
棚卸資産購入	(1,275,000)			
直接労務費	(110,000)			
間接費配賦額		(105,944)		
期末棚卸資産 - 期首棚卸資産		(446,250)		
売上原価合計				(1,937,194)
その他報酬	(107,500)			(107,500)
賃借料	(120,000)			(120,000)
年金費用	(1,200)	(2,400)		(3,600)
減価償却費		(75,000)		(75,000)
その他営業費用	(150,000)			(150,000)
法人所得税 - 営業活動	(99,362)	(33,121)		(132,482)
営業活動純額	911,938	(713,215)	0	198,724
投資				
建物再評価			160,000	160,000
配当金 - 市場性のある有価 証券	9,250			9,250
市場性のある有価証券:再評 価			11,100	11,100
関連会社の稼得利益に対す る持分	12,250			12,250
法人所得税 - 投資活動	(77,040)			(77,040)
投資活動純額	(55,540)		171,100	115,560
財務				
利息費用	(252,378)			(252,378)
法人所得税 - 財務活動	100,951			100,951
財務活動純額	(151,427)			(151,427)
所有者との取引前の純資産 における純変動	704,971	(713,215)	171,100	62,857
公表された配当	(70,000)			(70,000)
純資産における純変動	634,971	(713,215)	171,100	92,857

貸借対照表、キャッシュ・フロー、発生計上及び資産の評価調整計算書

	貸借対照表 X3 年 12月31日	現金		発生計上	評価調整		貸借対照表 X4 年 12月 31 日
		前期発生計上の現金影響額	当期現金取引		見積り	公正価値	
資産							
現金	4,000,000		1,918,411				5,918,411
市場性のある有価証券	0	0	185,000			11,100	196,100
売掛金(純額)	575,000	(575,000)	(1,925,000)	2,750,000	(50,500)		774,500
(省略)							
資産合計	8,925,000						12,025,767
(省略)							
負債合計	979,738						3,987,648
持分合計	7,945,262						8,038,119
負債及び持分合計	8,925,000						12,025,767

2. Jochen Pape 氏によるアジェンダ・ペーパーの内容

論点 1：資産及び負債の包括的認識

a) 命題

定義された規定を満たす、すべての資産及び負債(すべての経済的取引及び事象を含む)は、完全かつ適切に認識されなければならない。(原則 1 + 4)

b) CFA センターの見解

- 企業における残余リスク負担者である普通株主にとって、資産、負債、資本の部に直接影響を及ぼす可能性があり、株主の富に影響を及ぼす、すべての事象及び取引は重要であり、報告かつ説明されなければならない。
- 現行の会計基準の中には、金融商品、オペレーティング・リース、年金負債、未履行契約のような取引について、貸借対照表に十分に反映させない、又はさらに悪いことに、貸借対照表での認識を全く回避することを継続して認めているものもあることを認識している。そのような会計基準は、恣意的であり、投資家の最善の関心に役立つことのできない、「ブライト・ライン」ルールに依存する傾向がある。
- 資産

企業は、以下のすべての条件が満たされる場合、財務諸表において経済的資源を資産として認識しなければならない：

- a. 資源が、企業に流入し、将来の現金純額のインフローに直接的又は間接的に貢献する将来の便益に対する現在の権利又はその他のアクセスである。
- b. 将来の便益に対する権利が企業により支配されている。
- c. 便益が発生するゼロ以外の蓋然性がある。
- d. 将来の便益に対する権利が企業から分離可能である。すなわち、外部者に移転可能である。
- e. 将来の便益に対する権利が過去の事象の結果である。
- f. 将来の便益に対する権利の公正価値は測定可能である。

■ 負債

経済的債務は、以下のすべての条件が満たされる場合、財務諸表において負債として認識されなければならない：

- a. 債務が現在存在する。
- b. 債務が、現在の株主に利用可能な純資産の持分の変動をもたらすような資産のアウトフロー、他の負債の発行、又はその他により決済されるゼロ以外の蓋然性がある。
- c. 企業が現実的な代替のない不履行から決済まで企業に対する十分な罰則がある。
- d. 資本の部の定義を満たさない。
- e. 債務の経済的属性と公正価値が測定可能である。

- 財務報告の目的は、企業の経済状態とその変動を投資家に伝達することである。事象及び取引の発生につれてその経済的特質を除くか、又は反映できない報告方法は、財務報告の目的を達成しない。したがって、すべてのオフバランス取引は、未履行契約を含めて、認識されなければならない。

c) Pape 氏の見解

- 「ゼロ以外の蓋然性」規準は、認識される資産及び負債の大きな拡張となり、現在、非金融負債について既に論争がある。
- 「測定可能な公正価値」規準は、現在認識されている資産を認識しないこととなる。例：相場価格のない持分金融商品、取得原価は定義できるが、事後に公正価値を測定できない場合の取得資産
- この規定は、測定における信頼性の欠如が認識をしないことの弁解となるべきではないことを明白にする、原則 3「意思決定有用性のための目的適合性は、信頼性をもった測定よりも重要である」と矛盾する。ペーパーの全体の印象では、この規準がごく稀な状況においてのみ認識されないという認識規準の中で真剣に考慮されるべきではないという前提を認めている。

d) SAC メンバーへの質問

Q1.1：上記規定を満たす、すべての資産及び負債は貸借対照表上、完全に認識されるべきであるということに同意するか。

Q1.2：未履行契約が認識されなければならないということに明確に同意するか。

論点2:すべての資産及び負債の公正価値測定 - 目的適合性 vs.信頼性

a) 命題

公正価値の情報は、財務上の意思決定を行うために目的適合的な唯一の情報である。したがって、第1段階では、公正価値で計上されていなくても、公正価値の情報は、すべての資産及び負債に対して注記しなければならない。最終的には、すべての資産及び負債は、公正価値で計上されなければならない。(原則2)

認識と開示は、投資家の意思決定に対する情報の目的適合性によって決定されなければならない。測定値の信頼性だけに基づいてはならない。(原則3)

b) CFA センターの見解

- 資産が交換され、実際にすべての財務上の意思決定が公正価値に基づく場合、市場の効率性によって、その意思決定が行われる情報が公正価値で報告されなければならないことが求められる。
- 公正価値報告の反対者は、資産及び負債を貸借対照表上、公正価値で測定し、かつ認識することは、財務諸表に変動性をもたらすと主張する。我々は反対を主張する。公正価値測定の結果、より大きな変動性が生じる場合、測定値は既にそこにあった真の経済的現実を単にさらしているだけである。...投資家が行わなければならない最も重要な評価の1つは、投資がさらされているリスクの程度を究明することである。変動性が大きければ、それだけリスクも大きい。次に、リスクは投資家の期待収益に対して検討される。真のリスクを隠すような方法を報告することは、投資家に対する大きな損害を与えることになり、十分に確立された投資の意思決定能力を毀損し、投下資本を非効率に配分する結果となる。
- 信頼性は金融市場においてかなり誤解され誤用されている。実際に、信頼性は、一部では、発生と測定の確実性を意味するとされている。むしろ、信頼性のある情報は、それが表示しようとするか又は表示することが合理的に期待される事象を忠実に表現するものである。
- 現在の株主の観点からすると、企業の信用格付けの下方向の変化は、富が既存の債券保有者から株主に移転することを意味する。債券保有者が債務の購入を待ったならば、より高い金利を受け取るであろう。多くの人を動揺させるのは、信用の負の変化による公正価値認識が企業への利得と株主の富の増加をもたらすという事実である。それは公正価値報告の偶然の出来事ではなく、債券保有者と株主の契約上の請求権が異なることの必然的帰結である。しかし、我々は、信用の格下げの結果生じる株主の富の増加が、企業状態に関する期待の低下から生じる下降を伴うものであることに留意している。

c) Pape 氏の見解

- 多くの投資家は、原価モデルに基づく帳簿価額と大きく異なる場合、公正価値を知ることに追加的な情報価値を見出すかもしれない。この情報は、注記で開示される。
- しかし、主要な疑問は、全面公正価値モデルの要求を支持する基礎概念と公正価値/公正価値の変動を認識することに言及しており、そのようなモデルを支持する測定属

性は何かということである。

- すべての財務上の意思決定は公正価値に基づいて行われるとされている。しかし、重要なのは単一資産の公正価値なのか、あるいは企業全体の公正価値なのか。重要なものが企業全体の公正価値である場合、(負債控除後)資産の公正価値の合計と等しくないことが推定できる。むしろ、企業の公正価値は、当期の持続可能な利益から引き出される割引将来キャッシュフローを用いた評価モデルで評価される。
- アナリストの中には、公正価値の変動は利益から削除されるべきであると主張する者もいる(独 DVFA : CFA グループには含まれない)。売却保有目的資産(及び負債)は、異なっており、使用を通じてではなく、近い将来の売却を通じて将来キャッシュフローの生成に用いられる。
- カナダのディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」では測定基礎が測定目的(時価の測定目的 vs. 企業固有の測定目的)に左右されることを説明している。時価の測定目的は、公開され活発な市場の価格を反映する。企業固有の測定目的は、経営者の仮定と期待を反映しており、市場価格に潜在する測定目的とは異なるかもしれない。ペーパーは、時価の測定目的は、少なくとも当初認識においては、企業固有の測定目的よりも優先するような重要な特質を有すると結論付けている。しかし、議論は完了しておらず、企業固有の測定、特に企業の営業活動で用いられる非金融資産及び負債については十分な論拠があると考えられる。
- 上記の重要な質問に関する適切な考えは、すべての財務上の意思決定が公正価値に基づく場合、情報は現在公正価値で報告されなければならないとする記述以外に、CFA のペーパーには見当たらない。

d) SAC メンバーへの質問

Q2.1 : CFA による公正価値モデルの根拠に同意するか。特に、すべての財務上の決定は公正価値に基づくという記述を支持するか。

Q2.2 : すべての資産及び負債を現在公正価値で計上することに同意するか。

論点3: 損益計算書/純資産変動計算書

a) 命題

純資産のすべての変動は、発生時に損益計算書で認識されなければならない。損益と純資産のその他の変動(その他の包括利益)との区別があってはならない。株主との取引は、「普通株主に利用可能な純資産の変動計算書」において独立して計上されなければならない。(原則 7+8)

b) CFA センターの見解

- CFA の見解は、すべての変動が企業の業績の測定に目的適合的であるという事実によって、純資産の変動すべてを区別してはならないというものである。単一で、恣意的な業績指標である純利益を強調してはならない。
- 業績評価は、経営者ではなく投資家の責任であると考えられる。純資産計算書は、投資家はその特定の見解、分析的要求、目的に適切な項目を選択することを認める。そのような計算書は、すべての財務諸表利用者のニーズを満たし、同時に長期の普通株式投

資家が必要とする豊富なデータセットを提供する。

- 現行のモデルでは、発生した純利益又は稼得利益は、会計上の構成概念であり、経済的測定値ではない。純利益は、会計取引に関する、何らかの収益と利得から何らかの費用と損失を控除した認識の結果である。純利益の数値が報告され、報告基準が経営者に選択肢の報告における柔軟性を認める限り、我々は、経営者が株主のニーズではなく自分のニーズに会うように数字を操作し続けるものと考え。したがって、我々は、単一の稼得利益の数字に焦点を置かない財務報告モデルを提案している。
- この原則の意味することは、利得及び損失のリサイクルの削除である。すなわち、将来の事象を条件として、公正価値の変動を資本の部に計上することによる、当該変動の認識の繰延は行わない。認識の繰延の例は、売却可能有価証券の現在の会計処理である。売却可能有価証券は貸借対照表上、公正価値で評価されるが、公正価値の期間変動は直接認識するために損益計算書に含まれるのではなく、売却されるまで資本の部で繰延べられる。

c) Pape 氏の見解

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」公開草案では、現行の IAS 第 1 号よりも広範な損益計算書が提案されている。その他の認識収益費用は含まれるが、損益とその他の収益費用は区別されたままである。しかし、CFA の提案の方向への第一歩である。
- ペーパー p32 によると、営業・投資・財務の 3 つのカテゴリーに項目が区分され、概念上、小計である純利益を表示することはできない。むしろ、すべての項目の合計は、「所有者との取引前の純資産の変動純額」となる。
- 多くの人が CFA の意見に反対した。多くの人(特に作成者だけでなくその他も)は、損益が最重要とは言わなくとも重要な業績指標であると考えている。

d) SAC メンバーへの質問

Q3.1: 公正価値で測定される、純資産のすべての変動は、純利益と比較する場合、より適切な業績指標であるというペーパーの基礎的前提に同意するか。

Q3.2: 損益とその他の変動を区別せずに、1 計算書において純資産のすべての変動を報告することに同意するか。

論点4: キャッシュ・フロー計算書の直接法

a) 命題

キャッシュ・フロー計算書は、直接法のみを用いて作成されなければならない。(原則 9)

b) CFA センターの見解

- 究極的には、投資家は企業の将来キャッシュ・フローを予測して投資を評価する。直接法はより情報を提供するため、インフローとアウトフローのパターンの明確な状況は直接法を用いてのみ提供される。
- 非常に多くの企業が選択する間接法は、分析に適切な情報を提供しない。現金のインフローとアウトフローの不可欠な情報を提供する代わりに、間接法は、純利益から始めて、非現金要素を取り除き、当期の利益に反映されないキャッシュ・フローの変動を

調整して、利益の数字をつなぎ合わせている。間接法のキャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フロー区分における唯一の純粋なキャッシュ・フローの数字は、合計の「営業からのキャッシュ・フロー」である。

c) 検討

- 直接法が間接法よりも情報を提供するという評価は理解できる。しかし、規定に準拠するコストが非常に拡大し、コスト・ベネフィット分析の懸念がある。

d) SAC メンバーへの質問

Q4.1：直接法を用いて営業キャッシュ・フローの表示を求める根拠に同意するか。

Q4.2：作成コストが大きく増加するか。

論点5：調整計算書

a) 命題

追加的な計算書は、各貸借対照表項目を詳細に調整しなければならない。(原則 10)

b) CFA センターの見解

- 財務諸表において発生した変動、結果的には富を理解することのできる投資家にとって、企業の業績に影響を及ぼす個別の影響力を分析することは不可欠である。会計基準は、現在、資産、負債、収益、費用と同様に投資と財務のキャッシュインフロー及びアウトフローを合計ベース又は相殺後ベースで報告することを認めており、重要な情報が曖昧となっているか、全く喪失されている。情報の喪失の結果、分析のミスリード、歪んだ結論、次善の投資意思決定となる。
- 相殺は個別の項目について認められるべきではない。

c) Pape 氏の見解

- 調整計算書は、確かに透明性を改善する。一方、連結ベースでの調整を表示するのに要する連結手続を考慮に入れると、すべてのデータが本当に入手可能かは確かではない。
- すべての投資家又はアナリストが調整に含まれる詳細なデータを実際に用いるのかは確かではない。

d) SAC メンバーへの質問

Q5.1：追加的な調整計算書を表示する有用性に同意するか。

Q5.2：すべての必要なデータは既に入手可能か、又は追加的な規定とコストを引き起こすか。

論点6：開示

a) 命題

より目的適合的な開示を行わなければならない。(原則 10)

b) CFA センターの見解

- しばしば行われる反対は、投資家が追加的な開示を求めるか、基準設定主体が追加的な開示の要求を提案する場合に、投資家が既に開示で過重負担となっており、これ以上の負担に耐えられないということである。我々は、有用な情報が決して過重負担ではないことを基準設定主体に取り急ぎ保証する。実際に、投資家は有用な情報がなければ適切に分析を行い、財務投資の意思決定を行うことはできない。

c) Pape 氏の見解

- 現行の開示規定と提案された開示の主要な相違について、以下の論点を懸念している。
 - 感応度分析が表示されるとしても、見積りはさらに説明されなければならない（例：すべての仮定の開示）。
 - 収益認識過程とさらに詳細な数字に関する情報が求められる。
- すべての投資家又はアナリストが詳細な開示情報を実際に用いるのかは確かではない。

d) SAC メンバーへの質問

Q6.1：現在表示されている注記は過重負担であることに同意するか。

Q6.2：開示目的と規準に同意するか。

Q6.3：上記の 2 つの論点は改善が必要であるということに同意するか。

【議論の内容】

SAC 会議当日には、CFA ペーパーの提案に反対する経団連と欧州産業連盟（UNICE）のコメントがそれぞれ席上に配付されており、SAC メンバーからも「公正価値の情報は、財務上の意思決定を行うために目的適的な唯一の情報である。（原則 2）」等の CFA ペーパーの提案に反対する多くの意見が述べられた。

原則 7 に関して、Pape 氏から「当期純利益よりも新計算書のボトムライン（包括利益）の方が優れた業績指標であるのか、また、1 計算書方式に賛成するか。」と質問されたのに対し、他の SAC メンバーからは、「純利益は保持すべきであり、1 計算書方式には反対である。」（仏作成者）、「純利益は調整された指標とされることになり、IFRS の直接的な指標ではないため混乱を招く。」（英アナリスト）との意見が述べられた。

直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成する提案（原則 9）については、「直接法によるキャッシュ・フロー計算書の方が情報量の多いことは確かであるが、1 つの企業ではなくグループ全体の作成コストが問題となる。」（Pape 氏）「外貨換算の問題や大企業がデータを集めることがコスト・ベネフィットの点から問題であるため、直接法は困難である。」（英会計士、米アナリスト）との意見が述べられた。

原則 11 については、「情報量の多い費用性質法を提案している CFA の考え方に同意する。」（Pape 氏）「現行の費用機能法を好む。企業の観点からは、費用性質法では業績の効率性を競争相手と比較できないからであり、アナリストの観点からは、費用性質法でどのようにベンチマーク企業と比較するのか分からないからである。性質法の情報は機能法を補足するものである。」（独作成者）と賛否両論の意見が述べられた。さらに、「性質法を好むが、すべて性質法で行うことができるか疑問であり、例えば間接費配賦額を性質で表示することは制限となる。」（IASB メンバー）との意見に対し、Pape 氏は「機能法と性質

法の 2 つの概念を混ぜるとさらに複雑となって、読者を誤解させることになる。」と述べた。

その他に、「最近のビジネスでは、知的財産のような無形資産の価値が最も大きくなっており、純資産の変動を示す計算書は、どのように将来キャッシュ・フローの予測に役立つのか。」(インド作成者)という質問に対して、McConnel 氏は「識別可能な無形資産は資産の定義を満たすため、公正価値で貸借対照表に計上されるが、のれんは資産の定義を満たさず、分離可能ではないため、貸借対照表に計上されない。我々の公正価値モデルは、結果として企業の時価総額を表わす純資産とすることを意図しているのではなく、企業の個別の資産と負債の公正価値を示すことを意図している。」と回答した。

また、「CFA Institute は、資産や負債を全面的に公正価値、つまり出口価値で評価するモデルを主張しておきながら、その上さらに(CFA ペーパーの p.32 の例示にあるように)減価償却が必要だという主張は矛盾しているのではないか。」(辻山 SAC 委員)との意見に対して、McConell 氏は「公正価値モデルでも減価償却は必要と考えている。」と回答した。

【SAC メンバーのコメント】

- 公正価値モデルに対する懸念は、CFA ペーパーによると財務上の意思決定のすべてが公正価値に基づき、したがって、すべての資産・負債が公正価値で測定されるという前提であると理解している。また、カナダのディスカッション・ペーパー²のすべてを支持しているわけではないが、少なくともその理論と測定目的について議論する必要があるのではないか。(Pape 氏)
- CFA のペーパーは、カナダのディスカッション・ペーパーを詳細には検討していないが、CFA は、企業固有の価値ではなく、公正価値アプローチを支持している。CFA レポートによると「公正価値の測定に関して、経営者は最初に、流動市場における同一又は類似の資産又は負債の観察可能な価格のような、公正価値の最も客観的な情報源に目を向けなければならない。そのような市場が決定する測定がない場合には、経営者は、広く受け入れられ、適用されている評価技法と市場に基づく情報を用いて決定される公正価値の最善の見積りを報告しなければならない。」と明確に記載しており、将来的には基準となる FASB の「公正価値測定」を参照している。(McConnel 氏)
- 公正価値がすべての経済実態を説明できるわけではなく、将来の予測のための現在の情報をすべて反映しているわけではない。(天谷保険監督者世界機構(IAIS)代表)
- CFA ペーパーが、約 8 万人の CFA メンバーの意見か、それとも 15 人の小チームの意見を反映したものなのかが明確ではない。それが非常に重要なのは、ペーパーの多くの提案が私の経理人生で出会った考え方と一致していないからである。また、UNICE の考え方にも注意を払ってもらいたい。公正価値測定については、一時的な公正価値情報に基づいて、企業から期待される将来キャッシュフローだけで意思決定が行われることが目的適合的なのか疑問である。(仏作成者)
- 公正価値に反対する場合、通常 2 つの点が主張される。第一に公正価値が信頼性をもって測定できないこと、第二に変動性が生じることである。しかし、変動性は当

² カナダ会計基準審議会のスタッフにより「財務報告の目的 - 当初測定時の認識」が 2005 年 11 月に公表されており、公正価値が当初認識時の最も目的適合的な基礎であることが提案されている。

然のことであり、企業業績として変動性を財務諸表に報告しない理由がわからない。
(伊会計士)

- 今の段階で全面公正価値会計は不要である。公正価値の開示によって金利動向の影響を開示することは有用であるが、ローン・預金の公正価値は将来キャッシュフローを反映していないのが現実であり、公正価値で計上することは誤解を与えることになる。
(豪州金融機関)
- 業績を測定する場合に、公正価値におけるすべての変動について経営者に責任を求めることはできない。したがって、企業の観点からすると、フレームワークが必要であり、経営者が企業に何が生じているかを真に公平な観点で表示することを認める会計基準を利用可能とする必要がある。CFA ペーパーの提案には反対である。(独作成者)
- 「唯一つ」という用語に注意することが大切である。CFA ペーパーの原則 2 では、公正価値の情報が意思決定を行うために目的適的な唯一つの情報であるとしているが、公正価値だけでは十分ではない。また、多くの利用者は、収益、キャッシュフロー、特定の指標についての将来の持続可能性に焦点を当てており、過去の推移を分析することを奨励している。この場合に、公正価値を将来予測に利用するのは困難である。(米アナリスト)
- バーゼル委員会は、全面公正価値会計に向かうことを支持しなかったが、財務諸表の補足情報として公正価値の開示を改善することは支持している。CFA ペーパーの提案については慎重に検討する必要がある。(バーゼル委員会代表)
- 企業の格付けを下げた場合に、負債から評価益が計上されること、また改訂 IAS 第 37 号において、貸借対照表アプローチに基づいて訴訟について負債を認識することを懸念する。(スイス金融機関)
- すべての財務上の意思決定が公正価値に基づいて行われるとは思わない。例えば、非金融資産については、投資するかどうかの意思決定の際には、公正価値ではなく、企業固有の価値が重要である。適切な測定を選択するためには、目的に着目することが重要である。(Pape 氏)
- 今回のような形式で議論することは、IFRS の方向性についてこれまで繰り返されてきた議論を整理し、お互いの考え方の違いを明確に認識できるという点で、非常に有意義で生産的だと思う。議長の貢献に敬意を表す。CFA Institute の提案に対する Pape 氏のコメントに全面的に賛成であるし、UNICE から本日会場で我々に配布された意見にも賛成である。これらの見解は、私を含む ASBJ からこれまでに発信してきたコメントとほとんど一致している。CFA Institute の提案は、2000 年 12 月の JWG 提案とほとんど同様の見解に立脚した提案である。両者の異なる点は、JWG 提案が金融商品に範囲を限定していたのに対し、今回のペーパーでは範囲を非金融資産・負債にまで明示的に広げている点である。もしこの見解が採用されると、会計士は鑑定人になってしまうだろう。現在世界で進んでいる会計基準のコンバージェンスのスピードを妨げているのは、すでに世界的にコンバージェンスしている会計実務を、このように一つの偏った会計理論ですべて書き換えようとしている人たちではないかと感じる。(辻山 SAC 委員)
- 現実の財務報告において、幅広い利用者がどのような指標を有用としているか十分

に検討する必要がある。我が国のアナリスト協会の調査では、約 9 割が純資産の表示に賛成しているが、同時に純利益も表示すべきとしている。(式部審議官)

. IASB の作業計画と統合化

Tweedie IASB 議長から、IASB が現在、IFRS と米国会計基準との統合化 多くの国が各国の会計基準ではなく、IFRS に切り替えることの奨励 中小企業 (SME) 会計基準の完成の 3 点を主要な戦略的目標としていることが説明された。

については、FASB との覚書 (MoU)³ に示されている要求に焦点が置かれており、概念フレームワーク、短期統合化プロジェクト、長期共同プロジェクトの 3 点が作業の中心となっている。各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。

	MoU 2008 年までの マイルストーン	2006			2007		2008	時期 未定
		Q2	Q3	Q4	H1	H2		
活動中の議題								
FASB との覚書 (MoU) におけるプロジェクト - 注 1								
◆短期統合化プロジェクト								
借入費用 (IASB)	主要な相違が 取り除かれる べきかを決定 し、実質的に 作業を完了さ せる	ED			IFRS			
政府補助金 (IASB) 注 2						ED	IFRS	
ジョイント・ベンチャー (IASB)				ED			IFRS	
セグメント報告 (IASB)				IFRS				
減損 (合同)								スタッフ 作業中
法人所得税 (合同)				ED		IFRS		
公正価値オプション (FASB)								
投資不動産 (FASB)								
研究開発費 (FASB)								
後発事象 (FASB)								
◆その他の統合化プロジェクト								
企業結合	統合される基 準					IFRS		
連結	統合される基 準に向けて作 業				ED		IFRS	
公正価値測定の指針	統合される指 針			DP		ED	IFRS	
財務諸表の表示 - 注 3								
フェーズ A					IFRS			
フェーズ B	1 つ以上のデ ュー・プロセ ス文書				DP		ED	IFRS

³ 2006 年 2 月 27 日に、両審議会は、世界の資本市場で用いられる高品質で共通の会計基準を開発する目的を再確認した MoU を公表している。MoU は、IFRS を用いて米国証券取引委員会 (SEC) に登録している米国以外の企業について差異調整表の廃止のための「ロードマップ」と、欧州証券規制当局委員会 (CESR) が会計基準を改善する分野を識別するために着手した作業を反映している。

報告事項(2)

収益認識	1 つ以上のデュー・プロセス文書					DP	ED	IFRS
MoU に含まれていないプロジェクト								
概念フレームワーク								
フェーズ A：目的及び質的特徴			DP					
フェーズ B：構成要素、認識及び測定					DP			
フェーズ C：測定					RT			DP
フェーズ D：報告企業					DP			
フェーズ E：表示及び開示 TBD								DP
フェーズ F：目的及び状況								DP
フェーズ G：非営利企業への適用								DP
フェーズ H：最終 - 注 4								TBD
中小企業(SME)会計基準				ED		IFRS		
保険契約				DP			ED	IFRS
負債 - 注 5				RT		IFRS		
排出権取引 - 注 2								
基準への修正								
金融商品：ブットできる金融商品 (IAS 第 32 号)		ED				IFRS		
1 株当たり利益：自己株式方式 (IAS 第 33 号)			ED			IFRS		
初度適用：子会社株式の取得原価 (IFRS 第 1 号)			ED			IFRS		
株式報酬：権利確定条件及び取消し (IFRS 第 2 号)					IFRS			
活動中の議題には加えられていないが、FASB との MoU には含まれているプロジェクト								
研究アジェンダ	2008 年までのマイルストーン							
認識の中止	スタッフの研究結果に関するデュー・プロセス文書の公表							
金融商品 (既存の基準と置き換わる)	1 つ以上のデュー・プロセス文書							
無形資産	研究結果の検討及び議題の決定							
リース	議題の決定							
負債及び資本 - 注 6	1 つ以上のデュー・プロセス文書							
退職後給付 (年金含む)	1 つ以上のデュー・プロセス文書							
採掘産業	MoU にはない							

DP：ディスカッション・ペーパー（審議会の予備的見解を含む）

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

IFRS：国際財務報告基準

TBD：当初文書の形式（DP 又は ED）が未定

注 1：覚書（MoU）は、FASB と IASB が基準設定の統合化を示すために達成することを合意したマイルストーンを示しており、SEC の海外登録者が義務付けられる、財務諸表の米国基準への調整の要求の廃止へのプロセスの一部である。

注 2：政府補助金と排出権の作業は、他の関連するプロジェクトの作業の結論が出るまで延期される。

注 3：「財務諸表の表示」プロジェクトは、従来「業績報告」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注 4：IASB と FASB は、どのように概念フレームワーク・プロジェクトを完成させるかを検討している。各フェーズの当初文書は、公開の協議及び審議会による再検討により影響される。

注 5：「負債」プロジェクトは、IAS 第 37 号の修正である。従来「非金融負債」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注 6：プロジェクトは、「修正合同プロジェクト」として行われている。IASB では、FASB が最初のディスカッション文書についての作業が完了した際に、正式な議題とし、作業を開始する予定である。

【議論の内容】

保険プロジェクトを例に挙げて、個別の基準を開発することに概念フレームワークが変更されることを危惧する意見（独会計士）に対し、IASB ディレクターは「概念フレームワークのプロジェクトでは、横断的論点を識別しようとしている。保険プロジェクトには、IAS 第 37 号、収益認識、リース会計と非常に似た論点がある。我々の目的は異なる結論に至ることではなく、できるだけ審議会メンバーに満足してもらうことである。」と回答した。

また、FASB との統合化によって、少数の大企業が影響を受けるとの意見（英会計士）に対して、Tweedie IASB 議長は、「統合化プロジェクトが狙いとしているのは、影響を受ける企業の数ではなく、影響を受ける国の数である。」と回答した。

【SAC メンバーのコメント】

- 例えば、保険プロジェクトにおいて、保険負債が現在出口価値で測定されることが合意されているが、その他の負債については、異なる結論になるのかどうか懸念している。このことは、フレームワークの開発における問題を提起している。フレームワークが統合的な会計基準を開発することに役立つものでなければ、保険プロジェクトのように重要な決議を行うために基準を開発し続けなければならなくなってしまう。個別的アプローチを採って広範な概念を見ずに 1 つの基準だけを見ることを懸念している。対象範囲が狭い基準を開発し、新しい概念を認める場合、フレームワークが新しい概念を対象としていなければ、フレームワークを変更することになる。いくつかの基準を開発していると、常にフレームワークを変更することが可能となることを危惧している。（独会計士）
- 概念フレームワークの測定について、円卓会議を開催するのは良いことであるが、先にディスカッション・ペーパーを公表した方が有益な議論になるものと考ええる。（独作成者）
- ASBJ は本年 3 月に、IASB とコンバージェンスの加速化に合意しており、金融庁も経済界もコンバージェンスに向けた取組みを支持している。6 月 20 日に経団連は、コンバージェンスに向けて前進するステートメントを公表した。ステートメントは個別の基準には否定的な面もあるが、重要なのは全体として前に進んでいくというメッセージである。経団連は、新会長に代わり、よりコンバージェンスに積極的になってきており、今後のコンバージェンスの進展を期待している。（式部審議官）
- （MoU で示されているプロジェクトの他に）サービス・コンセッション、保険契約も欧州の観点から重要である。従業員給付とリースを議題に追加することには賛成する。SME、負債と資本のプロジェクトも欧州各国にとって非常に重要であり、良い解決策が必要である。（欧州委員会代表）
- IFRIC の透明性の欠如が SAC メンバー（仏作成者）から指摘されたのに対し、IASB メンバーは、「アジェンダ・コミッティーには正式メンバーがいるが、すべての IFRIC メンバーはアジェンダ・コミッティーに参加する権利を有しており、アジェンダペーパーを入手することができる。また、7 月から IFRIC 会議がウェブサイトで見ることができるため、さらに透明性が高くなる」と説明した。

IASB 議題の提案

IASB の 6 月会議において、スタッフは従業員給付、リース、関連当事者取引を議題項目に追加することを提案した。6 月の SAC 会議では、SAC メンバーに議題項目の計画についてコメントが求められた。

1. 関連当事者取引

当プロジェクトによって、IAS 第 24 号修正の公開草案が 2006 年末に向けて公開され、2007 年第 2 四半期に最終基準が発行されることになる。

(1) 国有企業との取引

中国財政省との統合化において、国有企業とのすべての関連当事者取引を開示する場合、中国の国有企業にとって困難であることが認識された。2003 年 12 月以前では、IAS 第 24 号は国有企業間取引の開示免除を規定していたが、IASB は、改善プロジェクトにおいて、この免除規定を削除した。

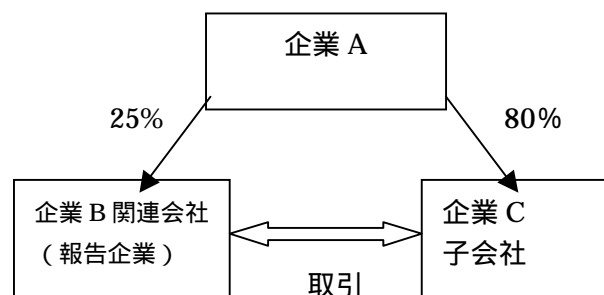
これはパブリック・セクターの会計上の問題ではなく、IASB が IFRS を適用するすべての政府系民間企業にとって取扱うべき会計上の問題である。国有企業の開示規定に関する懸念の主な理由は以下のとおりである。

- (a) 国有企業がすべての関連当事者を識別することは負担が大きい。このため、不完全な開示となって、IAS 第 24 号に準拠しないことになる。
- (b) 開示すべき取引数が過度であり、場合によっては、企業の取引の大部分を開示することを意味する。開示の目的適合性は、財務諸表利用者にとっての価値に限られている。

問題は世界中に普遍的なだけでなく、実務における相違の原因となっている。すべての識別可能な関連当事者とのすべての認識した取引に関して拡張された情報を開示している企業もあれば、国有企業であるという事実を開示するが、経営者がその他の国有企業との取引が関連当事者取引であるとは考えていないことを示唆する企業もある。

(2) 関連当事者の範囲

ASBJ は、IASB との統合化の議論中に、どの企業が関連当事者の定義に含まれるかについての懸念を提起した。特に、企業の関連会社が財務諸表を作成する場合、IAS 第 24 号の規定が、関連当事者取引として、関連会社と関連会社の重要な投資家の子会社との間の取引を含めるべきとしている。



ASBJ は、これらの関係が関係当事者の定義に含まれていないことに懸念を表明した。ASBJ は、企業 A の存在によって、企業 B と企業 C の取引に影響を及ぼす可能性がある

と主張する⁴。IAS 第 24 号の目的は、特定の関係が財務諸表に影響を及ぼすかもしれないという事実に注意するために取引を開示することである。

スタッフは、上記の関係が財務諸表に影響を及ぼす可能性があり、利用者は当該取引を認識すべきであると考えている。また、スタッフは、当該取引が IAS 第 24 号の規定に含まれるかどうかを評価するために、さらに作業を完了させなければならないと考えている。IASB は、子会社と取引する関連会社及び関連会社と取引する子会社について開示を求めるかどうかについて意思決定する必要がある。さらに、IASB は、企業の 2 つの関連会社間の取引（例えば、企業 C が関連会社であるとする）の開示を検討しなければならない。

(3) 議題追加規準による検討

関連する情報の利用者に対する目的適合性と提供され得る情報の信頼性

スタッフは、国有企業間の取引の開示を取扱うことに緊急性があると考えている。開示を求めないことによって、企業が IAS 第 24 号に準拠することができることを保証することになる。スタッフは、ASBJ の提起した問題が国際的に関連すると考えている。関連会社と子会社間の取引は、支配投資家又は重要な影響を及ぼす投資家（企業 A）の存在によって生じ得る。事業を行っている状況に関する情報が利用可能でないため、当該取引を開示しなければ利用者を誤った方向に導くことになる。したがって、スタッフは当該開示は利用者に目的適合的であり、より信頼性のある情報を提供すると考える。

統合化を増大する可能性

国有企業の免除を与えると、各国会計基準設定主体と統合化されないことになる。しかし、国有企業間取引開示の免除規定を除いて、IAS 第 24 号と同じである中国会計基準とは統合化が促進される。関連会社と企業の子会社間の開示について基準を修正することで、他の各国会計基準と統合することになる。

開発される基準の品質

国有企業に関する修正は、価値があり目的適合的な関連当事者の開示を利用者に提供するとともに、国有企業のコストを節約することになる。関連会社と子会社間の関連当事者取引の開示を求めるコストは、負担を増大させるが、目的適合的な情報が開示されるため、スタッフは利用者にとってのベネフィットがコストを上回ると考えている。

2. リース

2006 年 2 月に公表された MoU において、IASB と FASB は、2008 年までにリースに関する潜在的なプロジェクトの範囲と時期について、意思決定することとした。2006 年 4 月の共同会議で、IASB と FASB の両審議会は、リース・プロジェクトを議題に追加するかどうかを議論した。両審議会は提案を支持し、共同プロジェクトが望ましいことに同意した。スタッフは、両審議会が共同で公表するディスカッション・ペーパー（2007 年よりも

⁴公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」では、上記設例において、企業 B が報告企業である場合、企業 C（企業 A の子会社）との取引は開示対象とされている。また、企業 C が企業 A の関連会社である場合、企業 B と企業 C の取引は開示対象外とされる。なお、企業 A が報告企業である場合、企業 B（関連会社）と企業 C（関連会社）との取引については、連結財務諸表に与える影響が軽微であると考えられることや、正確かつ網羅的な情報の入手が困難であることから、開示対象外とされている。

早くはない)に向けて作業を行うことを提案している。スタッフは、公開草案に直接に向かうことは適切ではないと考えている。

(1)背景

リース会計の現行モデルの基礎は、1976年に発行されたFAS第13号であり、他の基準(1982年のIAS第17号、1984年のUKのSSAP第21号)が後に続く。これらの基準において、リース物件の所有のリスクと経済価値のすべてを移転すると見なされるリースは、貸手に対する対応する負債とともに、借手の資産としてリース物件を認識することにより会計処理される。しかし、このテストを充足しないリースは、賃借債務が発生するだけ会計処理される。リース会計基準には、リースが所有のリスクと経済価値のすべてを移転すると見なされるかどうか(ファイナンス・リース又はキャピタル・リース)を判定するテストが含まれている。

また、現行のリース会計モデルに対する批判が最近増えており、例えば、サーベインズ・オックスリー法における2005年6月レポートでSECが述べている。

(2)議題追加規準による検討

関連する情報の利用者に対する目的適合性と提供され得る情報の信頼性

スタッフは、概念上適切で首尾一貫した原則に基づくリース会計基準の開発によって、リース取引における取得した権利と引き受ける債務をより適切に反映する資産と負債を認識する結果になると考えている。現行基準は、負債の定義を満たすと思われる多くのリース債務を貸借対照表から除外している。同様に、資産の定義を満たすと思われる経済価値は、現行基準では認識されない。現行のリース会計基準におけるオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別によって、経済的に非常に類似する取引は、全く異なって会計処理される結果となる可能性があり、望ましい会計処理を達成するために取引を仕組むことを奨励しているように見られている。

リース業界の規模と資金調達源泉としてのリースの重要性を前提とすると、リース取引報告の目的適合性と信頼性の改善は、財務報告における大きな改善となる。

統合化を増大する可能性

既存のリース会計基準は、米国基準FAS第13号で開発された原則に基づいているが、多くの相違があり、異なる会計結果となっている。スタッフは、リース会計基準がFASBと共同で開発されるならば、国際的な統合化に大きく貢献することになると考えている。

開発される基準の品質

G4+1や英国ASBとの共同プロジェクトによって、リース会計の概念上適切なアプローチを開発するためかなりの作業がすでに行われている。スタッフは、この作業によって、包括的なリース会計基準が合理的な期間内に開発されることを示していると考えている。提案されているプロジェクトは、リース取引における取得した資産と引き受けた負債を分析し、この権利と義務を反映する資産と負債を認識する結果となり、それによって財務諸表の目的適合性と信頼性が改善することとなる。これとファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの恣意的な区分の削除が相俟って、財務諸表の理解可能性と比較可能

性が促進される。リースの要件を満たす項目と、リースの要件を満たさない類似取引の会計処理には現在不整合がある。そのような不整合を削減することによって、財務報告の品質における大きな改善を示すことになる。

スタッフは、改善された財務報告のベネフィットが新基準に関連するコスト(システムコスト)を上回るが、この点はプロジェクトが進行するにつれて観察されると考えている。

3. 従業員給付

2006年2月に公表されたMoUにおいて、IASBとFASBは、2008年までに潜在的な年金プロジェクトの範囲と時期について、意思決定することとした。FASBは、2段階の年金プロジェクトを決めており、第2フェーズでIASBとの共同プロジェクトを考えている。短期プロジェクトが予定されており、包括的レビューが後に続く。そのレビューによって、2006年に暫定的基準、2014年に最終基準となる。

2006年5月のIASB会議では、従業員給付プロジェクトを議題に追加するかどうか議論され、IASBは包括的プロジェクトを支持した。両審議会の目的は統合化された基準に到達することである。

(1) 背景

年金会計の現行モデルの基礎は、1988年に発行されたSFAS第87号である。IAS第19号は、1998年に実質的に現在の様式で発行された。両基準の顕著な特徴は、(a)利得及び損失の認識を遅延させる選択肢(b)給付建年金制度の連結からの免除(c)営業活動と財務活動の結合である。

また、現行の年金会計モデルに対する批判が最近増えている。サーベインズ・オックスリー法における2005年6月レポートでSECが述べている。IASBも、年金会計の包括的レビューに着手すべきであることを要請されている。

(2) 議題追加規準による検討

関連する情報の利用者に対する目的適合性と提供され得る情報の信頼性

IASBはIAS第19号の短所を取扱うべきという要請を受けている。IFRICも、IAS第19号の指針について要請を受けている。財務諸表の利用者と作成者は、より優れた年金会計によって恩恵を受ける。

統合化を増大する可能性

SFAS第87号とIAS第19号は同じ基本モデルを共有している。しかし、IAS第19号には、損益の外で利得及び損失を直ちに認識する選択肢がある。さらにモデルの詳細な適用に相違がある。両審議会は、完全な統合化された基準を目的として、共同で年金会計の包括的レビューを行うことを望んでいる。

開発される基準の品質

FASBは、第1フェーズを決定し、年金制度における欠損又は剰余を貸借対照表上、金額認識することとした。現行の米国会計基準において、損益計算書の金額は変わらない。残高はその他の包括利益で認識される。このアプローチは、UKのFRS第17号のアプロ

ーチと IAS 第 19 号の直ちに認識する選択肢と類似している。ただし、リサイクルされる金額が繰延方式により損益で認識されるため、その他の包括利益から損益計算書へのリサイクルされる金額がある点は除く。このフェーズは 2006 年度末までに完了される予定である。

IASB も、包括的レビューを完了する前に、年金会計を改善する目的の第 1 フェーズに着手するかどうかを検討した。スタッフは、「真実の」債務を理解するために必要な情報が、財務諸表の注記で入手可能であることには留意している。IASB は、年金会計における大幅な改善となり、4 年以内に完成可能な論点を識別するようにスタッフに指示し、スタッフは、以下の論点を掲げている。

- a. 掛金建制度と給付建制度の定義
- b. キャッシュ・バランス制度（既存の給付建制度に織り込まれているキャッシュ・バランスの特徴を含む）の会計処理
- c. 回廊（コリドー）の削除
- d. 期待運用収益率の削除
- e. すべての利得及び損失（保険数理差損益と制度改訂、清算、縮小、過去勤務費用による利得及び損失を含む）の損益での認識
- f. 年金の清算と縮小に関する指針、特に、遅延認識を削除した後、追加的指針が必要かどうか。IFRIC は、解釈指針の要請を受けている。
- g. 認識と測定の変更による開示の改訂
- h. 認識収益費用計算書での表示
 - (i) 年間の年金費用の構成要素がその他の認識収益費用として報告されるべきか
 - (ii) その金額が損益にリサイクルされるべきか

以下の項目は第 1 フェーズに含まれないが、包括的レビューで検討される。

- a. 年金資産の公正価値による測定
- b. 制度の条件と給付方式に基づく会計処理
- c. スポンサーの財務諸表における年金資産と負債の総額ではなく年金債務純額の表示
- d. IAS 第 19 号で現在求められている割引率
- e. 予測単位積増方式の使用

上記論点は、重要でないためフェーズ 1 のスタッフの提案から除かれるのではない。むしろ、比較的早く完結し、IAS 第 19 号の問題点をなくすような論点を拾うことが重要である。

最後に、スタッフは、IASB と FASB のプロジェクトの第 1 フェーズは異なるが、最終目的は、包括的レビューによる統合化された基準であることを強調している。

【議論の内容】

関連当事者取引については、国有企業の取引の開示免除に反対する意見（IMF 代表、IFAC 代表）、関連会社概念の拡張を懸念する意見（独会計士）、開示の減少を懸念する意見（米アナリスト）が述べられたが、プロジェクト自体には賛成する意見が多く述べられた。

年金会計については、SAC メンバー（独会計士）から、回廊アプローチに大いに賛同し

ていることや、新基準において出口価値が用いられるとした場合の問題点が提起されたが、総じてプロジェクトに賛成する意見が多く述べられ、むしろ最終基準の予定時期（2014年）の遅い点が問題とされた。

リース会計については、プロジェクトに賛成する意見が多く述べられた。

最終的に、IASBは、上記3つのプロジェクトを議題に追加したことを2006年7月19日に公表している。

【SACメンバーのコメント】

- 「年金会計の最終基準の完成予定が2014年では長すぎる。」（米アナリスト）という意見に対して、IASBディレクターからは、「年金会計のスケジュールが長いということは理解しているが、多くの論点を取り扱わなければならない、容易なプロジェクトではなく、包括的なプロジェクトである。」と回答された。
- 中国や日本の問題には共感するが、アジェンダ・ペーパーにある関連会社の新しい概念をIAS第24号が明確にすべきかどうかは疑問に思っている。垂直系の関連会社を有する場合に、最下位の関連会社まで関連当事者であるかを調べることは、事実上は不可能であり、関連会社概念の拡張であると理解している。年金会計については、巨額の積立不足は、未認識項目の平準化（smoothing）とは関係はなく、基金が不足している部分であり、企業に基金があるか否かが会計上問題とされるのは疑問である。また、リースについては賛成であり、再検討されるべきであると考え。経験上、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分には問題あり、概念的な見地からは、すべての権利は貸借対照表上に計上されるべきである。（独会計士）
- IAS第24号は実施が難しいので関連当事者プロジェクトを歓迎する。リースプロジェクトは異なるカテゴリーの簡素化を目指しているため、歓迎する。年金会計プロジェクトは、基準を改訂するための良いプレッシャーである。FASBの改訂プロセスは基準を簡素化するものであると理解している。（仏作成者）
- 関連当事者の情報は、資本市場にとって非常に重要であることを強調したい。関連当事者プロジェクトの方向性によっては開示が削減されることを懸念している。関連当事者の定義付けが、必ずしも明確化・改善化になるわけではない。年金会計プロジェクトは、絶対に必要であると考えている。フェーズを2つに分けるだけでなく、第2フェーズをさらに細分化すれば、最終基準の決定に2014年までかかることはなく、改善化が早まると考える。（米アナリスト）
- 「年金会計の注記を大量に開示している。余りに多い情報によって混乱することになる。」（独作成者）との意見に対しては、「アナリストとしては、割引率の要約などの詳細な開示は重要である。」（米アナリスト）との意見が述べられた。
- 年金会計における回廊アプローチに大いに共感している。それは平準化（smoothing）ではなく、長期債務（金利変動）の均衡化（balancing）である。（独会計士）

・概念フレームワーク

1. プロジェクト・アップデート

本プロジェクトは、改善された共通の概念フレームワークを開発するためのIASBとFASBの共同プロジェクトである。プロジェクトは8つのフェーズに分けられ、両審議会

は目的及び質的特性（フェーズ A）の審議を終了し、現在は、構成要素と認識（フェーズ B）、測定（フェーズ C）の作業計画、報告企業（フェーズ D）を審議している。

(1)目的及び質的特性 - フェーズ A

IASB 及び FASB は、公開草案「財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報」(コメント期限は 11 月 3 日)を公表している。2006 年 2 月の SAC で議論された目的及び質的特性に対して多くの変更がなされたが、根本的な結論は変更されていない。

(2)構成要素及び認識 フェーズ B

提案されている資産の定義

2006 年 2 月の会議で、SAC メンバーは、「資産とは、企業に対する経済的便益を、直接的に又は間接的に生み出す能力がある資源に対する、企業の現在の権利又は他の現在の特権である。」という作業中の定義について議論を行った。

SAC メンバーは、審議会に本提案に対するコメント及び懸念を示したが、そのうちのいくつかは両審議会ですでに検討されている。

2006 年 4 月に、両審議会は、提案されている説明文⁵を含め、改訂された作業中の資産の定義を評価することで、どのように資産の定義を改善するかを継続して検討した。改訂された作業中の定義は、以下のとおりである。

資産とは、企業の現在の経済的資源である。

企業の資産は 3 つの不可欠な特徴を有する。

- (a) 経済的資源があること。
- (b) 企業が経済的資源に対する権利又は他の特権的アクセスを有していること。
- (c) 経済的資源及び、権利又は他の特権的アクセスの双方が貸借対照表日において存在していること。

改訂された作業中の定義の議論中に、審議会メンバーから懸念があった。

- (a) 何が「経済的資源」を構成するかについて理解を深めることの必要性。
- (b) 資産は、経済的資源と権利のいずれかであるかという疑問。
- (c) 提案された資産の定義が、企業の自社株式を資産としてしまう結果になるであろうという主張。両審議会は、この結論に反対し、この結果を避けるために定義を修正する必要があるかを検討するようスタッフに依頼している。

審議会メンバーの懸念は、主として契約により生み出される資産の状況で生じた。したがって、2006 年 6 月に、両審議会は、この懸念を評価するためにフレームワークとして契約の不可欠な要素を用いるためのスタッフ提案を検討した。

契約により生み出される資産について、経済的資源は、報告企業が受け取り、それから恩恵を受ける法律上強制的な権利を有する約束である。約束は外部当事者（約束者）が、報告企業（被約束者）に対して要求された行動をすること（又は行動しないこと）を確約

⁵説明文は、経済的資源、権利及び他の特権のような資産の定義における概念と過去の事象の検討によって、当該項目が資産であるという証拠をどのように提供するかを明確に伝達するために開発されているものである。

する場合に生み出される。資産自体は、約束及び報告企業の約束に対する権利の双方の存在の結果、生み出される。企業の自社株式は、外部当事者がおらず、経済的資源がないため、資産の定義を満たさないことが提案されている。

提案されている負債の定義

2006年4月に、両審議会は、提案されている説明文を含め、提案された負債の定義を継続して検討した。両審議会は、対称性が望ましいことを識別するため、二つの定義の類似の局面を評価するために、資産の定義とあわせて、提案された負債の定義も検討した。

負債とは、企業の現在の経済的債務である。企業の負債は3つの不可欠な特徴を有する。

- (a) 義務は経済的であること、すなわち、経済的資源を他者に提供するか、待機状態にある、又は、獲得が可能な経済的資源をあきらめることが求められている。
- (b) 企業が、ある方法により行動又は履行すること（又は行動・履行することが禁じられていること）を義務付けられていること。
- (c) 経済的債務及び法的な強制（又は同等なもの）の双方が貸借対照表日において存在すること。

2006年7月に、両審議会は、提案された説明文及びその適用を示した例示と共に、改訂された作業中の資産の定義のレビューを行う。両審議会は、提案された作業中の定義が現在の定義の改善になっているかも評価する。

(3)測定 フェーズC

2006年4月に、両審議会は測定フェーズに対する計画を議論した。カナダのディスカッション・ペーパー「財務報告の測定基礎 - 当初認識の測定」に対して受け取ったコメントは、プロジェクトの本フェーズでインプットされる。全ての分析はIASB及びFASBの双方にて2006年9月に提示される予定である。

2.測定プロジェクト計画

4月のIASBとFASBの共同会議において、両審議会は、おおむね共同概念フレームワークプロジェクトの測定フェーズの計画を承認した。

(1)測定フェーズの目標

スタッフは、本プロジェクトの測定フェーズの目標を、様々な測定基礎を定義し、長所と短所を記述し、様々な意思決定者に対して最も有用な情報を提供することが可能な測定基礎を決定するための概念的な基礎を提供することにより、隙間を埋めることを考えている。その目標は幅広く、特定の測定基礎に焦点を当てない。公正価値が唯一の目的適合的な測定基礎であると考えている人がいることは事実である。審議会が、基準設定活動の一部として公正価値を研究し、公正価値が金融商品について最も目的適合的な測定基礎であると結論付けたことも事実である。しかし、審議会は、全ての資産及び負債については同様の結論に到達していない。

適切な測定基礎の選択は、基準別に行われている。審議会の結論が何であれ、本プロジェクトの測定フェーズの目標は、審議会の決定の品質を高めるだけの測定フレームワークと指針の構築である。

(2)測定フェーズの計画

概念フレームワークのスタッフは、取り扱う論点と共に、測定フェーズに3つのマイルストーンを示した。

第1のマイルストーンは、測定基礎に焦点を当てる。その目的は、他の測定フェーズの基礎として、現在使用されているか提案されている測定基礎を、注意深く識別、定義及び記述することである。本マイルストーンは現在作業中であり、2007年の中頃に完了予定である。

第2のマイルストーンの目的は、本プロジェクトの第1フェーズで議論された、意思決定に有用な情報の質的特性を含むものの、それに必ずしも限定されることのない規準を用いて測定基礎を評価することである。

第3のマイルストーンの主要な任務は、先の2つのマイルストーンの結果から概念的な結論を導き出し、測定基礎の使用における実務的な論点を取り扱うことである。さらに、先の2つのマイルストーンで取り扱われない雑多な測定の論点を議論する。

議論のための質問

Q1. SACメンバーは、概念フレームワークプロジェクトの測定フェーズ及びスタッフ計画に関して、質問、コメントがあるか。

Q2. 測定基礎の2つの種類が識別されている。取得原価の種類には、当初取引価格、当初入口価値、累積原価、配分原価、償却原価、及び累積、配分、償却原価の組合せが含まれる。現在価値の種類には、現在現金同等物、取替原価、再生産原価、剥奪価値、入口価値、出口価値、公正価値、正味実現価値及び使用価値が含まれる。

- a. SACメンバーは、取得原価及び現在価値以外の測定基礎の種類が存在すると思うか。
- b. 上記に記載されていない測定基礎が存在すると思うか。

【議論の内容】

資産の定義については、CFAペーパーにおける定義との相違、自己創設のれんの問題等が議論された。また、測定については、カナダのディスカッション・ペーパーに対するコメント・レターを利用することが提言され、IASBスタッフからは、9月のIASB会議でコメント分析が議論されることが説明された。

【SACメンバーのコメント】

- CFAペーパーでは、資産の定義は、少なくとも、企業が支配すること、分離可能であることを求めている。特権的アクセスは支配と言い換えることができるが、分離可能性の概念が作業中の定義に含まれているのかは確かではない。CFAの公正価値モデルでは、識別可能な無形資産は貸借対照表に計上されるが、のれんを貸借対照表上に計上することを回避している。したがって、CFAの資産の概念は、のれんと区別するために分離可能性を求めている。(米アナリスト)
- 「提案されている定義には分離可能性が含まれているのか。」(米アナリスト)との質問に対して、IASBスタッフからは「今の定義に分離可能性は含まれていない。のれ

んについては今後議論される。他の相違点は、CFA の概念には、実質的に認識可能な資産が含まれているという点である。」と回答された。

- 「フレームワークの役割とその他の基準との関係について、いったんフレームワークが採用されると、基準の考えが開発されるが、フレームワークが改訂されるとどのようになるのか。」(EC 代表)との質問に対して、IASB ディレクターから「概念フレームワークのプロジェクトは、横断的論点を検討し、その他のプロジェクトと相互に影響を及ぼし合う。概念フレームワークにより資産と負債の定義が決まると、IAS 第 37 号の負債や、収益認識プロジェクトに影響を与える。」と回答された。
- 資産の定義については、そもそも会計上の概念フレームワークにおいて資産を定義する目的は何かという点に留意する必要がある。前回の SAC 会議では、資産の定義には自己創設のれんが含まれるべきだという意見が多数あった。仮に、そのことには同意するとして、ではそのうちのどのくらいの人が自己創設のれんは財務諸表上で認識されるべきものだと考えているのだろうか。もし、自己創設のれんは資産の定義は満たすが、認識されるべきではないと考えているのだとしたら、そもそも会計情報として認識されるべき項目とは何かということについて、この段階で明らかにしておく必要がある。それらは認識のところだけで議論されるべき問題ではない。資産の定義を検討する際には、まずこの問題に対する consensus を得ておくことが不可欠である。つまり、構成要素の定義は、一般論としての定義ではなく、あくまでも会計において認識されるべき対象を明らかにするためのものである。認識はその対象を認識するタイミングを明らかにするためのものであり、測定は認識されるべき金額を明らかにするためのものであるから、我々はいま、あくまでも会計情報に関して、What、When、How という視点で議論しているということを忘れるべきではない。(辻山 SAC 委員)
- 辻山 SAC 委員の意見に対して IASB スタッフから「What、When、How という分析には同意する。概念フレームワークのプロジェクトは、先取りせずに概念的に開発しようとしており、次に特定の状況に対してテストを行うつもりである。7 月の IASB 会議では、例を用いて作業中の定義をテストすることとなり、定義に何か間違いはないかをテストする。直感的に貸借対照表で識別できるかもしれないというものから始めるのではなく、貸借対照表に計上すべきものの特性は何であるかということから始めて、資産・負債の構成要素の特性に後戻りし、それから認識・測定に進む。したがって、例えば、自己創設のれんを好まないため、自己創設のれんを回避するための定義が必要であるというように質問している。」と回答された。
- 負債の定義について、「IAS 第 37 号の考え方を参照すると、訴訟引当金についての負債の定義がわかりにくい。」(スイス金融機関)との指摘に対して、IASB スタッフから「先週の IASB 会議で IAS 第 37 号が議論され、訴訟の開始だけでは負債は確立されないこととなった。」と回答された。
- 主要な概念が難しいと感じる。前回も議論したが「特権的アクセス」は曖昧な概念であり、役に立つとは思わない。(独会計士)
- 概念フレームワークについて、公開草案ではなく予備的見解を公表することを支持する。また、自己株式は外部の当事者がおらず、経済的資源がないため、資産の定義を満たさないようにするということであるが、経済的資源があるため、貸借対照表に計

上されている内部創設無形資産(ソフトウェア)は、外部の当事者がいないことから、資産の定義を満たさないことになる。(豪州金融機関)

- カナダのディスカッション・ペーパー「当初認識時の測定」のコメントレーターを利用することが実用的である。測定属性のうちのいくつかは、目的適合的ではないため除外することができるかもしれないが、取得原価は除外すべきではないと考える。時間を節約するためにも、カナダのペーパーに対するコメントレーターを見ることを推奨する。(独会計士)
- これに対して、IASB スタッフから「カナダのペーパーに注目し、概念フレームワークのチームは9月のIASB 会議でコメント分析を行う。」と説明された。
- カナダのペーパーのように当初測定と事後測定を区別するのは意味がない。また、公正価値が出口価値なのか市場価値なのか、何を意味しているのか理解できない。(英会計士)

以 上